

京都大学スーパーグローバルコース実施運営協議会要項

平成27年11月10日総長裁定制定

第1 京都大学に、スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」によるスーパーグローバルコースの実施及び運営に関する重要事項を審議するため、スーパーグローバルコース実施運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 研究科長 若干名
- (3) 国際高等教育院長
- (4) 学際融合教育研究推進センター長
- (5) 研究科の教授 若干名
- (6) 企画・情報部長及び教育推進・学生支援部長
- (7) 教育推進・学生支援部次長
- (8) その他担当理事が必要と認める者 若干名

2 前項第2号、第5号及び第8号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号、第5号及び第8号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第3 協議会に議長を置き、担当理事をもって充てる。

2 議長は、協議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代行する。

第4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の議事の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

第5 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 協議会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

第7 協議会に実務担当者連絡会を置く。

2 実務担当者連絡会に必要に応じて幹事を置くことができる。

第8 第6及び第7に定めるもののほか、小委員会及び実務担当者連絡会に関し必要な事項は、担当理事が定める。

第9 協議会に関する事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。

第10 この要項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

1 この要項は、平成27年12月1日から実施する。

2 この要項実施後、最初に委嘱する第2第1項第2号、第5号及び第8号の委員の任期は、第2第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

スーパーグローバルコース実施運営協議会実務担当者連絡会に関する内規

平成27年11月20日教育担当理事裁定

- 第1 この内規は、京都大学スーパーグローバルコース実施運営協議会要項（平成27年11月10日総長裁定。第4第1項において「要項」という。）第8の規定に基づき、スーパーグローバルコース実施運営協議会実務担当者連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2 連絡会は、京都大学ジャパングートウェイ構想におけるスーパーグローバルコースの実施にあたり、当該コースに関係する部局等の実務担当者間の連絡調整を図ることを目的とする。
- 第3 連絡会は、次の各号に掲げる者で組織する。
- (1) 関係部局の職員 若干名
 - (2) 国際高等教育院事務部の職員 若干名
 - (3) 企画・情報部企画課及び国際企画課の職員 若干名
 - (4) 教育推進・学生支援部教務企画課及び国際教育交流課の職員 若干名
 - (5) その他教育担当理事が必要と認める者 若干名
- 2 前項の連絡会の構成員は、教育担当理事が指名する。
- 第4 連絡会に要項第7第2項の規定に基づき幹事を置く場合は、その選出に当たっては、第3第1項第1号の者のうちから連絡会構成員の互選によって定める。
- 2 幹事は、連絡会の議事等を取り纏める。
- 第5 連絡会は、原則として、毎月1回開催する。ただし、幹事が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。
- 第6 連絡会の事務は、教育推進・学生支援部教務企画課において処理する。
- 第7 この内規に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、連絡会が定める。

附 記

この内規は、平成27年12月1日から実施する。